

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（三）

小松良正

一 序論

二 請求併合に関する規定

- (一) 一九六三年のミシガン一般裁判所規則における請求併合のルール（以上・第一九号）
- (二) 一九七八年の規則改正草案
- (三) 一九八五年のミシガン裁判所規則（2（1）（ト）まで第二二二号）

三 当事者併合に関する規定

- (一) 序論
 - (二) 必要的当事者併合に関する規定（1（5）（ロ）まで本号）
 - (三) 任意的当事者併合に関する規定
- 四 請求併合のルールと当事者併合のルールとの関係
- 五 我が国の民事訴訟理論への示唆

(1) 請求の必要的併合

(チ) 請求不併合に対する異議の手続

規則二一・一一〇三(3)項二号によれば、請求不併合に対する異議は、前訴での訴答、申立てまたは審理前協議において申し立てることができるが、それは答弁 (answer) において提出されるのが典型的である。⁽¹⁾ 」の場合、その異議を通常の意味での防禦方法 (defense) もたず積極的防禦方法 (affirmative defense) と呼ぶことは適切でない。なぜなら、この異議は当該訴訟で原告が求める救済となんら対立するものではなく、むしろまだ提起されていない後訴での他の救済を排除しようとするものだからである。それゆえ、Martin 教授はこの異議をそのままの形で「不併合に対する異議 (objection to nonjoinder)」⁽²⁾ と呼ぶことが適切である。それゆえ、規則はこの異議がどの程度特定していかなければならないかについて明文の規定を置いていない。」の場合、同一の取引または事件から生じたその他の請求を併合提起していないとの単純な異議の申立てをするだけでは十分ではない。なぜなら、そのような申立ては容易に画一的なものとなり、規則が原告に対して与えた保護を無意味なものとするからである。それゆえ、その申立てはなんらかの適当な方法で併合されていない請求を識別できるようになることが理想的であるが、实际上相手方のために訴答書面を準備しこれを利用しないことについて異議を申し立てる」とまでは必要とされないであろうとの指摘がなされている。⁽³⁾

(リ) 後訴手続において請求不併合の防禦方法を提出する方法

前訴手続での相手方の請求不併合についての防禦方法を後訴において提出するためには、その事項を積極的防禦方

法として訴答しなければならない。⁽⁴⁾ これは規則二一・一一一F項二号(a)に列挙された積極的防禦方法の一つではない。⁽⁵⁾ しかし、同項二号(b)によればその他の積極的な事項により相手方当事者の請求の法律効果を全部または一部無効 (avoid) とし、またはその請求を全部または一部覆滅 (defeat) もやる防禦方法の提出が必要とされる。請求不併合についての防禦方法は、陳述された請求の法的充足性を攻撃するものではなく積極的な事項 (前訴と当該前訴での不併合) を提出するものであるから、積極的防禦方法の範疇に属する。⁽⁶⁾

(ヌ) 請求の必要的併合のルールに対する例外

規則二一・一一〇三(3)項二号の定める請求の必要的併合のルールについては11つの明確な例外が規定されており、またそれ以外に第三の例外が存在する可能性があるとされる。⁽⁷⁾ まず第一に、訴答者が訴答書面送達の時点において相手方に對して有する数個の請求のみが併合を求められる。訴答書面送達の時点ではまだ相手方に対する特定の請求が存在していないときは、その請求を他の請求と併合する」とを要求できないからである。⁽⁸⁾ 第二に、ある特定の請求が他の請求と同一の取引または事件から生ずるものである場合でも、その裁判のために裁判所が管轄権を獲得することのできない第三者の出廷を必要とするときは、訴答者はその請求を他の請求と併合する必要はない。⁽⁹⁾ これは、規則二一・一〇五の定める必要的当事者併合 (Necessary Joinder of Parties) の規定との関係を述べたものである。⁽¹⁰⁾ 第三に、ミシガン裁判所規則の必要的請求併合のルールと多くの点で類似している連邦民事訴訟規則一三一条(a)項の必要的反訴の規定は、次のような例外を定めている。すなわち、訴訟が提起された時点とその請求が他の係属中の訴訟の主題となっているときは、これを必要的反訴として提起する必要はないとするものである。⁽¹¹⁾ ミシガン裁判所規則にはそのよ

うな規定は存在しないが、規則二・一一六〇項6号によれば同一請求についての別の訴訟が同一当事者間ですでに開始されていることを理由として略式判決 (summary judgment) を求める申立てが許される。規則二・一一〇三(A)項一号に基づき請求の併合を要求するが、略式判決のルールに基づく却下を規定するのは矛盾しているとの指摘がなされている。⁽¹²⁾

- (1) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, MICHIGAN COURT RULES PRACTICE 35 (3d. ed. 1985).

(2) 2 *id.* at 36. しかしながら、文理上明確には規定されない時の原則は「訴訟の事項」の争点が、抗弁、積極的抗弁、または反訴とするべき理由がないたる名称で提出されたとする理由だけでは該辯が認められないことである。

(3) *Ibid*; see also Martin, *Motions Practice, Parties, Joinder, and Change of Venue Under the Michigan Court Rule of 1985*, 63 MICHIGAN BAR JOURNAL 931 (1984).

(4) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 36.

(5) 規則11・11・E項(1)(a)に規定する積極的抗辯方法 (affirmative defense) として規定される事項は、撤回済失、危険の承認、弁済、義務の免除、履行、破産免責、証明、詐欺、強制、懲罰、詐欺防止法、出訴期限法、法律による免責特権、約因の欠缺または滅失、証書または取引が無効とされ、取り消されると認められるもの、または制定法または不交付により回復するものであらざるものである。である。

(6) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 36.

(7) *2 id.* at 37.

(8) *Ibid.*

(9) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 36, 39.

(10) 原告が、やの詐詐やの被告に対する請求を有する他の請求を主張する場合がある。規則11・11・E項に規定する原告がその請求を主張するため異なった裁判所を選択した場合に、それが反訴という最初の裁判所の選択に優先されるべき事実を認めるとは適切でないから理由に基づく。J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, CIVIL PROCEDURE 353 (1985).

(11) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 37.

(a) 請求および反訴の任意的併合

請求および反訴の任意的併合は、対立する請求を越える反訴についての規定は次の通りである。

(B) 項 任意的併合 (Permissive Joinder) 訴答者はロマン・ロー上の請求であるとエクイティ上の請求であるにかかわらず、彼が相手方当事者に対して有する数個の請求を独立したまたは選択的な請求として併合することができる。一方の請求についての審理が、それ以前に他方の請求についての裁判の後においてのみ可能とされる場合でも、それについての請求を單一の訴訟において併合することができる。しかし、裁判所は当事者の実体的権利に応じてのみ救済を付与するルールがである。

(C) 項 対立する請求を越える反訴 反訴は相手方当事者の求めるリカヴァリーを縮減した場合は排除することができるが、縮減または排除の点は要求されない。反訴は相手方当事者の訴答において請求される額を超過した場合は異なる種類の救済を請求するルールがである。

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯 (11)

(イ) 請求および反訴の任意的併合

請求および反訴の任意的併合を定める(B)項は旧規則二〇三第一項とほぼ同一の規定である。本項によれば、当事者が相手方当事者に対して有するコモン・ロー上またはエクイティ上の数個の請求が主題の点でまったく関連性を持たない場合でも、それらすべての請求を無制限に併合することができる。⁽¹³⁾ これは効率性という要請に基づくものであるから、反対に関連性のない数個の請求の併合により手続が錯綜するときは、裁判所はそれらの請求について別個の審理を命じ別個の判決を言い渡すことができる。⁽¹⁴⁾ またミシガン裁判所規則には必要的反訴の規定は存在しないので、本項の場合も当然に反訴を提起するかどうかは訴答者の自由である。⁽¹⁵⁾ しかし、もし反訴が提起されたならば、反訴を提起した訴答者が相手方当事者に対してその反訴請求と同一の取引または事件から生じたその他の請求を有するときは、訴答者は規則二・二〇三(A)項の請求の必要的併合のルールに基づき、相手方が請求不併合に対する異議を申し立てることを条件としてそれらすべての請求を併合しなければならないのであり、その訴訟で併合されなかつた請求に基づづく後訴は排斥されることになる。⁽¹⁶⁾ この点は、旧規則の下では原告の請求だけが請求の必要的併合のルールの適用を受けるものとされたので、旧規則が変更されたことを示している。⁽¹⁷⁾

また、本項によれば数個の請求のうちの一方の請求について訴訟を遂行するためには他方の請求についての勝訴判決が必要とされたような場合でも、なお原告はそれらの請求を併合することができる。例えば、債権者が貸付金の支払を求めて被告を訴え、またその貸付金の担保とされた財産の他人への譲渡を詐欺的なものとして取り消すためその他人を併合する場合、裁判所は以前にはその譲渡の無効を債権者が求めるには、債権者が金銭判決を得ることを要求

した。⁽¹⁸⁾ しかし、現行規則によれば、原告はこれら双方の請求を单一の訴訟において併合することができます。⁽¹⁹⁾

(ロ) 対立する請求を越える反訴

(C)項は旧規則一一一・八とほぼ同一の規定であり、反訴が相手方により請求されている救済の額または種類により制限されないことを明らかにしている。⁽²⁰⁾ また、(B)項と(C)項ととともに考慮した場合、反訴は原告の請求と同一の取引または事件から生ずる必要はないことが明らかである。もし、反訴が原告側の請求とほとんど関連性がないため單一の審理を不適当なものとするときは、裁判所は規則一・五〇五により別個の審理を命じることができる。⁽²¹⁾ 反訴の訴訟手続は、コモン・ロー上の相殺(set-off)と控除(recoupment)の手続に由来している。⁽²²⁾ コモン・ロー上、被告は控除の方法に基づき原告に対して原告の訴と同一の事件から生じた請求を主張することができたが、この主張はもっぱら防禦的に(defensively)のみ使用することができた。それゆえ、控除はもっぱら原告の請求を排除し(defeat)または縮減する(diminish)ためにのみ利用できたのである。積極的な救済は禁止された。⁽²³⁾ 相殺とは原告の請求と無関係の被告による請求であり、被告が積極的な救済の要求を行なうことを可能にした。しかし、それらの請求は確定額についてのものでなければならないか、または契約もしくは判決から生じたものでなければならぬとされたため、その利用は制限された。⁽²⁴⁾ 初期の州の法典はこれと同一の狭いアプローチを採用し、しばしば明示的にまたは裁判所の解釈により反訴がなんらかの形で原告の請求を直接に排除しまたは縮減させることを要求した。さらに多くの州の法典は、反訴を一定類型の訴え——例えば同一事件から生じた請求、確定額を含む請求、または契約もしくは不法行為上の請求——に制限した。このように、初期の法典上の訴訟手続は最初に訴訟を開始した当事者を保護し、一定

類型の反訴に該当しない請求を有する被告に對して別訴を提起するか否かの負担を負わせたのである。同様の制限は

Hクライテ⁽¹⁾に於ける存在し、一九一一年の連邦Hクライテ⁽²⁾規則11〇条によれば、反訴はその訴訟の主題である事件から生じた場合のみ許された。しかし、Hクライテ⁽³⁾上の反訴は必ずしもHクライテ⁽⁴⁾上の請求に對してのみ許され、

Hクライテ⁽⁵⁾・ロー上の請求に對しては許されなかつた。⁽²⁸⁾ 現代の訴訟手続上のルールによれば、反訴の提起はその種類、主題、または最初の請求に対する關係によるべき事実⁽²⁹⁾。

- (13) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 37.
- (14) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 345.
- (15) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 37. また、Hの法規⁽¹⁾によれば、控訴「ミシガン裁判所規則」は、請求併合と並んで訴訟併合の文書⁽¹⁾」 国士館法規⁽¹⁾ 丸印 1 田 1 頁云々（監視K1）参照。裁判所は、規則11・五〇田⁽²⁾の種類上の要件⁽³⁾の記載⁽⁴⁾を定期的⁽⁵⁾に監視⁽⁶⁾するべし。

- (16) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 28, 37. Hの法規⁽¹⁾によれば、「ミシガン裁判所規則」は、請求併合と並んで訴訟併合の文書⁽¹⁾」 国士館法規⁽¹⁾ 丸印 1 田 1 頁云々（監視K1）参照。See also 5 J. SOAVE, MICHIGAN PRACTICE - CIVIL PROCEDURE MANUAL WITH FORMS 148 (2d. ed. 1985).

- (17) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 37. See also J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 637-639.
- (18) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 37.
- (19) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 347.
- (20) 5 J. SOAVE, MICHIGAN PRACTICE - CIVIL PROCEDURE MANUAL WITH FORMS 117-118 (2d. ed. 1985); see also FED. R. Civ. P. 18 (b).

- (21) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 37, 38.
- (22) 2 *id.* at 38.

- (23) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 348; F. JAMES & G. HAZARD, CIVIL PROCEDURE 482 (3d. ed. 1985).

- (24) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 348-349; F. JAMES & G. HAZARD, *supra* note 23, at 483. また、控訴の手続⁽¹⁾上巻「訴訟の強制⁽²⁾と訴訟の争い化⁽³⁾」によれば、訴訟の反訴⁽⁴⁾として「同一」訴訟雑誌第一九卷1〇八頁（昭和十七）田中英夫⁽⁵⁾が編・英米法辞典70回（平成11）を参照。

- (25) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 349; F. JAMES & G. HAZARD, *supra* note 23, at 484. また、相殺の手續⁽¹⁾上巻・前編⁽²⁾1〇八頁—1〇六頁、農業法⁽³⁾北沢正啓編・英米商事法辞典71八頁（昭和1）田中英夫⁽⁴⁾が編・前編⁽⁵⁾171頁を参照。

- (26) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & MILLER, *supra* note 11, at 349.
- (27) *Ibid.*
- (28) *Ibid.*
- (29) *Ibid.*

(3) 共同訴訟人間請求

新規則における共同訴訟人間請求の規定は次の通りである。

①項 共同当事者に対する共同訴訟人間請求 (Cross-Claim Against Co-Party) 該答せ、最初の訴訟めたは反訴の主題である取引または事件が生じ、または最初の訴訟の主題である問題に関連した、一当事者が共同当事者 (co-party) に対して有する請求を共同訴訟人間請求として陳述するに充てん。共同訴訟人間請求は、

⁽¹⁾シガソ裁判所規則における請求併合と訴訟併合の文書 (11)

それが主張される当事者が共同訴訟人間請求の原告に対しても提起された訴訟で主張される請求の全部または一部に對して、その共同訴訟人間請求の原告に対しても責任を負ったは負う可能性があるとの請求を命ぜられる。

共同訴訟人間請求とは、共同当事者間においてその一方の共同当事者が他方の共同当事者に對して主張する請求である。共同訴訟人間請求を提起する事ができるのは、それらの請求が(a)最初の請求の主題と回一の取引または事件から生ずるも、(b)反訴の主題と回一の取引または事件から生ずるとも、または(c)最初の訴訟の主題である財産に関する場合である。⁽³⁰⁾ 以上の基準のうち(c)の当該請求の財産に対する関連性という基準を除いて、共同訴訟人間請求の適切性判定のための基準は必要的請求併合のルールにおいて使用される基準と回一であり、同様の解釈が採られなければならない。⁽³¹⁾ 共同訴訟人間請求は、その請求が主張される当事者が共同訴訟人間請求の原告に對して提起された訴訟で主張される請求の全部または一部に對して、その共同訴訟人間請求の原告に對して責任を負ったは負う可能性があるとの請求を命ぜられるは、第二当事者請求 (impleader) も回一の性質を有する。⁽³²⁾ 負担部分 (contribution) や損失補償 (indemnity) 等に基づいて請求の場合が回一に屬する。⁽³³⁾ しかし、これが法律上は第二当事者請求とは異なる。⁽³⁴⁾ なぜなら、規則11・110回一項(1)号によれば第二当事者請求は訴訟当事者でない者に對してのみ利用することができるからである。しかしながら、実質的なルールとしては回一である。また再度言及すれば、共同訴訟人間請求の陳述は必要なものとせられていないが、当該請求が回一項に基づいて陳述されるとされ、これがと回一の取引または事件から生じたその他のすべての請求が規則11・110回一項に基づいて併合されなければならないのであり、その訴訟で併合されたながら請求に基づいて後訴は排斥されないとなる。⁽³⁵⁾ ただし、回一項によりこれらの請求のうちの幾つかが許容されねながら請求に基づいて後訴は排斥されるとなるとのようない利益を取り除くことである。⁽³⁶⁾

(30) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38.

(31) 5 J. SOAVE, MICHIGAN PRACTICE - CIVIL PROCEDURE MANUAL WITH FORMS 150(2d ed. 1985). ハの域にいへ、稿押・前掲法⁽¹⁵⁾國士錦法第1111回一11111回一1115回を参照。See also J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 359.

(32) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38. ある、1人の被告の一方が、單に他方の責任があつて[...]とは責任がたゞあるべき態度をもつたまゝ、共同訴訟人間請求は存在しない。その被告は防禦方法 (defense) を用ひよるであら、請求 (claim) を用ひよるであら。See, 5 J. SOAVE, *supra* note 31, at 150.

(33) 5 J. SOAVE *supra* note 31, at 150.

(34) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38.

(35) Ibid. ある、反訴と共同訴訟人間請求は、次のよしなどで区別される。双方とも他方の訴訟当事者に対する積極的な請求を主張するための方法であるが、共同訴訟人間請求は共同当事者 (co-parties) と対してのみ主張する一方で、反訴は相手方当事者 (opposite parties) と対してのみ主張する点で異なる。あるいは、反訴請求はそれが訴訟の主題と関連性を有する必要がないのに対し、共同訴訟人間請求は訴訟の主題と関連性を有する場合に限られる点で区別される。5 SOAVE, *supra* note 31, at 149-150; J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 360.

(36) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38. *see also* J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A.

MILLER, *supra* note 11, at 637-639.

(37) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38.

(38) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 357.

(39) *Id.* at 357-358; *see also* 5 J. SOAVE, *supra* note 31, at 150.

(4) 反訴または共同訴訟人間請求を提起する時期

反訴または共同訴訟人間請求を提起する時期についてはの規定は次の通りである。

〔回項〕 反訴または共同訴訟人間請求を提起する時期 反訴または共同訴訟人間請求は、答弁書とともにまたは規則11・1-八の規定する方法により修正として提出されなければならない。反訴または共同訴訟人間請求を陳述するための修正の申立てが却下されるときは、裁判所が特に明記する場合を除きその請求を別訴で争うことは妨げられない。

本項は、反訴または共同訴訟人間請求を提起する時期を定める新たな規定である。⁽⁴⁰⁾ 規則11・1-〇によればこれら(41)の請求は別個の訴答として分類されており、この点は旧規則11〇・1の下での実務とは異なる。本項によれば、反訴または共同訴訟人間請求は答弁書とともにまたは答弁書の提出期間内に提出されなければならない。⁽⁴²⁾ また、修正(amendment)に関する通常の原則が適用される。⁽⁴³⁾ それによれば、時機に遅れた反訴または共同訴訟人間請求は裁判所の許可を得て提起することができるが、また一定期間内の反訴または共同訴訟人間請求は裁判所の許可を得ずに提起することができる。⁽⁴⁴⁾ 本項は、どのような主題についても提起することができる反訴については問題を生じない。

しかし、共同訴訟人間請求についてはそれが同一の取引または事件から生じた請求に限定されているので、裁判所はその要件が満たされていても確信する機会を持たなければならない。この場合裁判所は、規則11・1-五(B)項に基づきその訴訟と関連性がないという理由で共同訴訟人間請求の削除を求める当事者の申立てを待たなければならぬが、または職権でこれを「行なう」とができるかは明らかでない。⁽⁴⁵⁾ 裁判所が反訴または共同訴訟人間請求を陳述するための修正の申立てを却下したときは、裁判所が別に明記する場合を除いて、その請求に基づき別訴を提起することは妨げられない。この規定は、被告が請求の必要的併合のルールに基づき他の請求の追加を求める修正の申立てをしたがそれについての許可が否定される場合に、必要的併合のルールが適用されないとするにによりこのルールから被告を保護することを定めたものである。⁽⁴⁶⁾ 反訴または共同訴訟人間請求が当該訴訟において著しく時機に遅れて提起されたためそれらの請求についてはの申立てが却下され、あるいは共同訴訟人間請求が訴訟の主題と十分な関連性を持たないためその請求についてはの申立てが却下されるような場合には、おそらく別に明記することを正当化する事情はほとんど存在しないであろう。⁽⁴⁷⁾ 他方において、修正に基づく請求がなんらの法的根拠をも有しない場合には、裁判所は規則11・1-八に基づき修正を却下する権限を有するので、そのような場合、修正申立ての否定はまた同一請求を後訴において再度提起するのをも意味すると明記される事例が現われるであらう。

れる。⁽⁴⁸⁾

(40) *See* Staff Comments on MCR 2. 203.

“シガソ裁判所規則における請求併合と当事者併合の文體”(11)

(41) *Ibid.* 規則11・11〇③項は訴答の定義を規定しておる。これがによれば訴答といふ用語は、(1)訴え、(2)共同訴訟人間請求、(3)反訴、(4)第Ⅲ当事者訴状、(5)訴え、共同訴訟人間請求、反訴、または第Ⅲ当事者訴状に該する請求、(6)答弁と被するリプライを含むものである。これ以外の訴答の方式は認められないものである。

(42) See STAFF COMMENTS ON MCR 2. 203; 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38.

(43) See STAFF COMMENTS ON MCR 2. 203; 5 J. SOAVE, *supra* note 31, at 148.

(44) 規則11・11ハは修正的訴答書面 (amended pleading) 及び補充的訴答書面 (supplemental pleading) として規定しており、修正的訴答書面は最初に含めないもののやまたまたは含めるべきであった事項を主張するために使用されるのに対して、補充的訴答書面は最初の訴答の期日後に生じた新たな事項を追加するものである (例えば、事件が進行した後初めて表面化した損害賠償についての新たな費用の追加)。また、修正的訴答書面の提出に対するものである (例えは、事件が進行した後初めて許可が必要かどうかが判断されるのに対して、補充的訴答書面に対しては常に許可が必要とされる。See 5 J. SOAVE, *supra* note 31, at 156-157.) とのうえ、同条(A)項が修正について規定しており、(1)号は権利としての修正を定めることの規定によるが、当事者は相手方当事者の応答的訴答を必要としないときは、その訴答書面の送達後一四日以内に権利上の事項として一度訴答を修正することができるとする定める。これに対し、(2)号は許可による修正を規定しており、この規定によれば、権利としての修正が許されないすべての場合に、当事者は裁判所の許可または書面による相手方当事者の同意のみに基づいて訴答を修正することができるとする定める。そして、その許可は正義が要求する場合には自由に与えられねばならないが、またその訴答が相手方当事者の応答的訴答を必要としないときは、その訴答書面の送達後一四日以内に権利上の事項として一度訴答を修正することができるとする定める。これに対し、(2)号は許可による修正を規定しており、この規定によれば、権利としての修正が許されないすべての場合に、当事者は裁判所の許可または書面による相手方当事者の同意のみに基づいて訴答を修正することができるとする定める。そして、その許可は正義が要求する場合には自由に与えられねばならない。See 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38.

(45) 規則11・11五(B)項は削除の申立てについて規定しておる。これがによれば、当事者の申立てまたは裁判所自身のイニシアチブにより、裁判所は訴答書面から冗長な、重要でない、不適切な、中傷的な、または不体裁な事項を削除することができる。また、または当規則に従って作成されなければならない訴答書面の全部または一部を削除することができる。J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 360. もちろん、共同訴訟人間請求が訴訟の主題と十分な関連性を持たないためその申立てが却てされ得る事例は多くなるであら。

(46) 5 J. SOAVE, *supra* note 31, at 148; see also Staff Comments on MCR 2. 203.

(47) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 38. 前述のように、共同訴訟人間請求は、反訴とは異なる、最初の請求の主題と同一の取扱いまたは事件から生ずる場合等に制限される。これが、原告の訴訟が共同被告間での全く関連性のない一連の請求による錯綜しなくなるとするためのものである。しかし、ひとたび被告が共同被告に対して有効な共同訴訟人間請求を提起するならば、彼はたゞ追加的な請求が全く原告の請求と関連性を有しながらも、彼が共同当事者に対して有する他のヤマの請求を併合することができる。J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 360. もちろん、共同訴訟人間請求が訴訟の主題と十分な関連性を持たないためその申立てが却てされ得る事例は多くなる。

(5) 分離審理・分離判決

新規則における分離審理および分離判決の規定は次の通りである。

(F) 項 分離審理・分離判決 規則11・五〇五(B)項の規定により裁判所が分離審理を命じるときは、裁判所は管轄権を有するときは規則11・六〇四の要件に従い、請求、反訴または共同訴訟人間請求についての判決を話し渡すことができる。相手方当事者の請求に関する訴えが却下されまたは別に処理される場合においても判決を話し渡すことができる。

本項によれば、規則11・五〇五(B)項を適用して裁判所が反訴または共同訴訟人間請求について分離審理を行なう場合、裁判所は規則11・六〇四の要件に従い別個の終局判決を話し渡すことができる。⁽⁴⁹⁾ これは、分離するといふのである請求について完全な解決をはかることができる場合に、この請求に対する別個の控訴の提起を容易なものとしている。

(50) ところで、本項はその規定上、反訴と共同訴訟人間請求について規則二・六〇四を援用できる場合を、それらの請求が規則二・五〇五(B)項に基づき分離審理がなされた場合に制限しているようにみえる。しかし、規則二・六〇四是一般的に分離判決の要件として分離審理の存在を要求していないので、暗示されるような制限は意図されていないであろうとされる⁽⁵¹⁾。本項はまた、例えば相手方当事者の訴が却下されまたは別に処理される場合においても、共同訴訟人間請求および反訴について判決を言い渡すことができる⁽⁵²⁾ことを明らかにしている。

(49) 規則二・五〇五(B)項は分離審理について定める。この規定によれば、便宜または不利益を防ぐため、または分離審理が迅速と訴訟経済を促進するときは、裁判所は一個または数個の請求、共同訴訟人間請求、反訴、第三当事者請求、または争点について分離審理を命じる⁽⁵³⁾ができるとされる。また、規則二・六〇四(A)項はすべての請求以下の請求に関する終局判決について定める。この規定によれば、請求、反訴、共同訴訟人間請求、または第三当事者請求として、二個以上の請求が訴訟において提起されている場合、または多数の当事者が含まれている場合、裁判所は遅延の十分な理由が存在しないという明確な判断に基づいてのみ、すべての請求または当事者以下の一個もしくは数個の請求または一人もしくは数人の当事者について、終局判決の記録記載を命じる⁽⁵⁴⁾ができる、ふれる。

- (50) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 1, at 39.
- (51) *Ibid.*
- (52) *Ibid.* なお、拙稿・前掲注(15)國土館法学第一九号一五六頁参照。

II ミシガン裁判所規則における当事者併合の規定

(1) 序論

ニューヨーク州では、一八四八年にアメリカ合衆国において最初の体系的な成文法典であるニューヨーク民事訴訟法典が施行され、その後の各州の民事訴訟法典および連邦の民事訴訟規則により体系的な民事訴訟手続が確立され、その後必要な改正を経て一九八五年に新たにミシガン一般裁判所規則として施行されたことは前述の通りである⁽⁵⁵⁾。このうち、当事者の併合に関する一九六三年施行のミシガン一般裁判所規則の規定は次の通りである。すなわち、規則二・一〇五は必要的当事者併合(Necessary Joinder of Parties)を、規則二・一〇六は任意的当事者併合(Permissive Joinder of Parties)をそれぞれ規定しており、その他に規則二・一〇四は第三当事者訴訟(Impleader)を、規則二・一〇八はクラス・アクションを、規則二・一〇九は訴訟参加(Intervention)を、そして規則二・一〇一は競合権利者確定訴訟(Interpleader)を規定していた。そして以上のルールは必要な改正を経た上で新たに一九八五年施行のミシガン裁判所規則に規定されるに至っている。新規則の下での当事者の併合に関する規定は次の通りである。規則二・一〇五は必要的当事者併合を、規則二・一〇六は任意的当事者併合をそれぞれ規定しており、これら双方の規定が本章の考察の対象となるが、さらに規則二・一〇四は第三当事者訴訟を、規則二・一〇九は訴訟参加を、規則二・一〇一はクラス・アクションを、そして規則二・一〇三は競合権利者確定訴訟を規定している。ところで、当事者がどのような場合に併合して

訴を提起しなければならずまたは併合されて訴えられなければならないかという問題は、アメリカでは必要的当事者併合の問題として論じられており、またわが国においても民事訴訟法第六二条の定める必要的共同訴訟の問題として多くの論稿が著わされている。⁽⁵⁶⁾ 民事訴訟法典制定前のアメリカのコモン・ローにおける必要的当事者併合のルールはかなり固定的に適用されていたのに対し、エクライティ上のルールは非常に柔軟に適用されていたため、その後制定された各州の民事訴訟法典および一九三八年施行の連邦民事訴訟規則ではエクライティ上の必要的当事者併合のルールが採用された。⁽⁵⁷⁾ しかし、実際にはこれらのルールは裁判所により依然として固定的な形で適用される場合が多く、⁽⁵⁸⁾ いのようないくつかのルールの柔軟な適用が主張された。⁽⁵⁹⁾ いのような情況の中で、ミシガン州は、一九六三年に Reed 教授の見解を積極的に採用した極めて柔軟性に富んだ必要的当事者併合のルールを有するミシガン一般裁判所規則を制定・施行したのである。⁽⁶⁰⁾ そしてこの一般裁判所規則は、その後の必要的当事者併合のルールに関する一九六六年の連邦民事訴訟規則の改正に少ながらぬ影響を与えることとなつた。⁽⁶¹⁾ いの一般裁判所規則はその後改正され一九八五年に新たにミシガン裁判所規則として施行されたが、必要的当事者併合のルールと任意的当事者併合のルールはほぼ旧規則と同一の形で新規則の中に規定されている。そこで本章では、まず第一に必要的当事者併合のルールの現在までの発展を概観する意味から、コモン・ローおよびヨーロッパにてにおける必要的当事者併合のルール、各州の民事訴訟法典における必要的当事者併合のルール、一九三八年施行の連邦民事訴訟規則における必要的当事者併合のルール、必要的当事者併合のルールの固定的な適用に対する Reed 教授と Hazard 教授の批判、一九六三年施行のミシガン一般裁判所規則における第四に、ミシガン裁判所規則における任意的当事者併合のルールについて検討する。

(53) いの規則について、拙稿・前掲注(12)国士館法学第111号 111頁—119頁参照。

(54) See MICHIGAN GENERAL COURT RULES(1963).

(55) See MICHIGAN COURT RULES (1985).

(56) See Note, *Indispensable Parties in the Federal Courts*, 65 HARV. L. REV. 1050 (1952); Reed, *Compulsory Joinder of Parties in Civil Actions*, 55 MICH. L. REV. 327 (1957); *Developments in the Law-Multiparty Litigation in the Federal Courts*, 71 HARV. L. REV. 874 (1958); Hazard, *Indispensable Party: The Historical Origin of a Procedural Phantom*, 61 COL. L. REV. 1254 (1961); James, *Necessary and Indispensable Parties*, 18 U. MIAMI L. REV. 68 (1963); Fink, *Indispensable Parties and the Proposed Amendment to Federal Rule 19*, 74 YALE L. J. 403 (1965); McCoid, *A Single Package for Multiparty Disputes*, 28 STAN. L. REV. 707 (1976); Freer, *Rethinking Compulsory Joinder: A Proposal to Restructure Federal Rule 19*, 60 N. Y. U. L. REV. 1061 (1985). ただし、我が國における必要的共同訴訟に関する多くの論稿が著わるべし。中村英郎「必要的共同訴訟における合意確定」早法四〇卷一号 1111 頁(昭三九)「民事訴訟におけるロー法理とケルマン法理」所収、一六一頁以下(成文堂、昭和五一)」、同「特別共同訴訟理論の再構成」中村宗雄先生古稀祝賀記念論集『民事訴訟の法理』一八七頁(昭四〇)「民事訴訟におけるロー法理とケルマン法理」所収、一九五頁以下(成文

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(II)

堂、昭五[1]」⁽¹⁾、谷口安平「多数当事者紛争とアーネスト・プロセス——アメリカ法の動向から——」法學論叢七八卷五号一頁（昭四[1]）、小島武司「共同所有をめぐる紛争とその集団処理」シヨリスト五〇〇号三三一八頁（昭四七）、高橋宏志「必要的共同訴訟論の試み」（1）（11）（11D）法協九一卷五号五〇〇頁、六号六二五頁、一〇号一一五九頁（昭五〇）、同「必要的共同訴訟について」民訴雜誌111号三三六頁（昭五[1]）、福永有利「共同所有と訴訟共同の要否」民訴法の争点（旧版）1〇六頁（昭五〇）、谷口安平「共有関係と共同訴訟」新版民訴法演習2一六頁（昭五八）、徳田和幸「通常共同訴訟と必要的共同訴訟」講座民訴第111卷111七頁（昭五九）、小島武司「共同所有と訴訟共同の要否」小山はが編・演習民訴法六八六頁（昭六一）、徳田和幸「通常共同訴訟と必要的共同訴訟の境界」民訴法の争点（新版）一一四頁（昭六[1]）、飯塚重男「共同訴訟人独立の原則とその限界」民訴法の争点（新版）一一六頁（昭六[1]）、谷口安平「共同所有関係と必要的共同訴訟」民訴法の争点（新版）一一八頁（昭六[1]）、日本丸「遺産確認の訴えに関する若干の問題」判タ六五1号一一〇頁（昭六[1]）、上野泰男「遺産確認の訴について——最高裁平成一年1月11大判決の検討をかねて——」関法第三九卷六号六二頁（平成11）、高田裕成「ふたたび『訴訟共同の必要』についての覚え書き——固有必要的共同訴訟論の一覧角——」三三ヶ月草先生古稀祝賀『民事手続法学の革新Ⅱ』一七五頁（平成11）。

- (57) See C. CLARK, HANDBOOK OF THE LAW OF CODE PLEADING 358—362 (2d ed. 1947).
- (58) Reed, *Compulsory Joinder of Parties in Civil Actions*, 55MICH. L. REV. 327 (1957); Hazard, *Indispensable Party: The Historical Origin of a Procedural Phantom*, 61 COL. L. REV. 1254 (1961).
- (59) See 1 J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED 546 (1962); 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, MICHIGAN COURT RULES PRACTICE 66 (3d ed. 1985).
- (60) See COMMITTEE NOTE OF 1966 TO PRESENT, REVISED RULE 19; see also 7 C. WRIGHT & A. MILLER, FEDERAL PRACTICE AND PROCEDURE; CIVIL § 1601, at 11 n. 23 (1972).
- (61) 一九七六年、「ふたたび『訴訟共同の必要』——最高裁判所規則の改正案が公表されたが、必要的共同訴訟のルールは、最高裁判所規則のルールへと改められた。」⁽⁶¹⁾ W. LEWIS, PROPOSED COURT RULES OF THE SUPREME COURT OF MICHIGAN, 402A MICHIGAN REPORTS 157—158 (1978).

(1) 必要的当事者併合のルール

1 ミシガン一般裁判所規則制定までの経緯

- (1) ミシガン一般裁判所規則制定までのルール
- アメリカの各州において民事訴訟法典が制定される以前のミシガン・ロー上の必要な当事者併合のルールは、主として訴訟当事者の有する実体法上の権利に基づいて定められた。⁽⁶²⁾ 第一に、原告側の併合については、合同的契約者（joint promisees）の場合のように数名の原告の有する権利が「合同的」（joint）なものであるべきとの原告は併合を要求された。しかし、それらの者の権利が合同的なものではなく「個別的」（several）なものであるべきは併合は許されず、その結果現実には任意的当事者併合は全く存在しなかった。⁽⁶³⁾ 訴訟の数を減少させる手続きとして併合されるべき者の不併合に対する考慮もなかった。⁽⁶⁴⁾ 訴訟の数を減少させる手続きとして異議を申し立てたのは、その不併合に対して幾つかのペナルティが課せられた。⁽⁶⁵⁾ 契約訴訟では、その瑕疵が訴状に現われていないときは、その不併合に対して幾つかのペナルティが課せられた。契約訴訟では、その瑕疵が訴状に現われていないときは、その不併合に対して幾つかのペナルティが課せられた。⁽⁶⁶⁾ もう一つの瑕疵が記録上明瞭であるべきは、被告は一般妨訴抗弁（general issue）に基いて訴却下答弁（plea in abatement）を基づき提起するべきが、また全面否認訴答（general demurrer）を提出し、または判決抑止（arrest of judgment）を申し立て、または譲審令状（writ of error）を提出する」ともいえた。⁽⁶⁷⁾ しかし、不法行為訴訟では当事者欠缺の瑕疵が明瞭かでないときは、被告は訴却下答弁に基づいてのみ不併合に対し異議申立てをすればいいが、それがなされない場合は後にその争点を提出するべきがでなかった。⁽⁶⁸⁾ しかし、不法行為訴訟では当事者欠缺の瑕疵が明瞭かでないときは、被告は訴却下答弁に基づいてのみ不併合に対し異議申立てをすればいいが、それがなされない場合は後にその争点を提出するべきがでなかった。⁽⁶⁹⁾ しかし、併合されなかつたとの当事者は後に単独で訴を提起することができた。⁽⁷⁰⁾ 当事者不併合の瑕疵が
- ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の文書（III）

明らかであるときは、被告である共同不法行為者は妨訴抗弁を提出したは判決抑止の申立てをすることがであるとする判例が存在した。⁽⁷¹⁾ 第二に、被告側の併合についても、契約訴訟の場合には数名の合同債務者 (joint obligors) は併合されて訴えられなければならなかつた。しかし、こののような技術的なルールから生ずる不都合な結果を緩和するため、幾つかの例外が認められた。⁽⁷²⁾ すなわち、合同債務者の一人が裁判所の管轄権外に存在するときは、原告はその債務者に対する訴訟を取り下げる事ができた。⁽⁷³⁾ もし契約がなされた時点での未成年を理由として被告の一人を訴えることができないときは、他の債務者のみを被告とすればよいとするのが一般的な手続とされた。⁽⁷⁴⁾ また、合同債務者の一人が契約成立後法律上の免責を得たときは、原告はすべての債務者を訴えるとともに、免責を得た被告に対する訴訟を取り下げる事ができた。⁽⁷⁵⁾ しかし、このような技術的なルールから生ずる不都合な結果を緩和するため、幾つかの例外が認められた。⁽⁷⁶⁾ すなわち、合同債務者の一人が裁判所の管轄権外に存在するときは、原告はその債務者に対する訴訟を取り下げる事ができた。⁽⁷⁷⁾ また、合同債務者の一人が契約成立後法律上の免責を得たときは、原告はすべての債務者を訴えるとともに、免責を得た被告に対する訴訟を取り下げる事ができた。⁽⁷⁸⁾ しかし、個別的ないかに訴えられる債務者の一人または全員を訴える事ができた。不法行為訴訟では、共同不法行為者は連帯責任を負うむのやれど、原告はその選択によりそれらの者を併合してまだ個別に訴える事ができた。⁽⁷⁹⁾ しかし個別的な不法行為者 (separate tort-feasors) は併合されえない。

以上のようないか・ロー上の必要な当事者併合のルールに対して、ヨクイティ上の必要な当事者併合のルールは次のよきな特色を有していた。ヨクイティ裁判所の追求した目的とは、便宜にかないかつ被告に対して不利益を生じれどもなじめれば、常に事件の全体を单一の訴訟で解決するといふ事とであった。⁽⁸⁰⁾ その存在なしにはその事件の完全な解決を行なうほどのやれどもやくの者の併合が必要とされた。⁽⁸¹⁾ まず第一に、その利益が判決により直接に影響を受

かるやあらわすぐての者が必要的当事者 (necessary party) となる、单なる適切な当事者 (proper party) から区別された。例えば、共有物分割訴訟ではヨクイティはその土地に利害関係を有するすべての者が併合されるべきことと要求した。⁽⁸²⁾ 第二に、ある者は、その判決により直接に影響を受ける他の者の完全な保護のためにもまた必要的当事者とされた。⁽⁸³⁾ ロモン・ロー上の併合のルールの範囲内にあり、その訴訟の主題について合同の利益を有するすべての者 (合同的受約者、合有者等) がこの第一のクラスに属した。なぜなら、それらの者の併合により被告は多数の訴訟から保護されたからである。⁽⁸⁴⁾ また、その利益の点から通常は原告とされるべき者が訴において併合されえずまたは併合を拒むときは、不併合の理由が訴状に記載されるならば、彼を被告とする事が可能とされた。⁽⁸⁵⁾ ヨクイティ上の必要的当事者併合のルールに対する最も重要な例外は、クラス訴訟または代表理論であった。ヨクイティ上、原告は当事者欠缺の瑕疵を取り除くたまゝでも訴状を修正する事が可能とされた。⁽⁸⁶⁾ ヨクイティ上、原告は訴訟がなされたとき、被告は棄却答弁 (plea or answer in bar) を提出した。しかし、必要的当事者の不併合が記録上明らかであるときは、欠缺した当事者を指摘した特別妨訴抗弁 (special demurrer) が提出された。⁽⁸⁷⁾ 不併合が記録上明らかでないときは、被告は棄却答弁 (plea or answer in bar) を提出した。しかし、必要的当事者の欠缺は訴訟手続きの後の段階においても提出する事ができた。実際、裁判所は自発的にいつの時点においても必要的当事者が併合されるまで手続の進行を拒否する事ができた。⁽⁸⁸⁾

(62) C. CLARK, HANDBOOK OF THE LAW OF CODE PLEADING 348 (2d. ed. 1947).

(63) *Id.* at 348—349.

(64) *Ibid.*; J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 11, at 329; F. JAMES & G. HAZARD, *supra*

note 23, at 469.

(65) C. CLARK, *supra* note 62, at 348.

(66) *Id.* at 350.

(67) 詛棄ト類弁 (plea in abatement) は、ローマ・ロー訴答における被告の類弁の一種であり、原告の訴答の手続面の瑕疵を認めたときのものである。田中英夫ほか編・英米法辞典六四〇頁 (平成11) 参照。また、全面否認訴答 (general issue) は、ローマ・ロー訴答における訴状を全面的に一般的な形で否認する訴答であるがわかる。田中英夫ほか編・前掲書117頁参照。

(68) C. CLARK, *supra* note 62, at 351. demurrer は、相手方の主張や証據上の効果が生じたことや答弁や、相手方の訴答の法律上の十分性を争うものである。鷹常夫ほか編・英米商事法辞典1111四〇頁 (昭61)⁶⁸ plea は、原告の最初の訴答に対する被告側の最初の答弁のうち、事実の問題を持ち出さむのを指すから、この点では証據の瑕疵を持ち出る demurrer と区別される。この点では、鷹常夫ほか編・前掲書五九三頁参照。④⑤ demurrer は、実体上の事項に關する一般妨訴抗弁 (general demurrer) と、訴答の構成、形式に関する特別妨訴抗弁 (special demurrer) がある。鷹常夫ほか編・前掲書1111四〇頁、111五四頁参照。また、一般妨訴抗弁は、相手方の訴答の全体に対する抗弁であり、その一部を特定して攻撃する特別妨訴抗弁と区別される。田中英夫ほか編・前掲注(67) 117大頁。次に、判決抑止 (arrest of judgment) は、陪審の評決があった後、正式裁判記録上明白な誤りがあり、それが判決をしたくも判決が無効となるような重大なものであることを理由に、判決をしなかったとを指すものである。田中英夫ほか編・前掲注(6)大四〇頁。最後に、詫審令状 (writ of error) は、中世以来、ローマ・ロー訴訟において詫められたるもので、訴答やその他の判決に至る手続における瑕疵の是正を求める申立てを指すものである。この点では、鷹常夫ほか編・前掲注(6)111五〇頁、および上説 (appeal) の本文を参照、同五七頁参照。

(69) C. CLARK, *supra* note 62, at 351.

(70) *Ibid.*

(71) *Ibid.*

(72) *Id.* at 373; see also W. BLUME, AMERICAN CIVIL PROCEDURE 257 (1955).

(73) C. CLARK, *supra* note 62, at 373; W. BLUME, *supra* note 72, at 257; Reed, *Compulsory Joinder of Parties in Civil Actions*, 55 MICH. L. REV. 358 (1957).

(74) C. CLARK, *supra* note 62, at 373.

(75) *Ibid.*; W. BLUME, *supra* note 72, at 257.

(76) C. CLARK, *supra* note 62, at 373; W. BLUME, *supra* note 72, at 257.

(77) C. CLARK, *supra* note 62, at 373; W. BLUME, *supra* note 72, at 257.

(78) C. CLARK, *supra* note 62, at 374; W. BLUME, *supra* note 72, at 259.

(79) C. CLARK, *supra* note 62, at 373.

(80) *Id.* at 353, 379.

(81) *Ibid.*

(82) *Id.* at 353—354.

(83) *Id.* at 354.

(84) *Ibid.*

(85) *Ibid.*

(86) *Ibid.*

(87) 特別妨訴抗弁 (special demurrer) の意義について、注(68)の説明を参照。

(88) C. CLARK, *supra* note 62, at 355. 楽却答弁 (plea in bar) は、原告の論議の陳述を求める答弁の一種である。即ち、*拒詫答弁* (traverse)、抗弁 (confession and avoidance)、*拒詫* (estoppel) の三種があわるが、このうち

「レバーニー、農常夫ほか編・前掲注(6)111五〇頁参照」。

(2) 各州の民事訴訟法典における必要的当事者併合のルール

アメリカ合衆国では、その後一八四八年にニヨーヨーク州で初めての民事訴訟法典であるフィールド法典 (Field Code) が施行され、それ以来その他の州においても多くの民事訴訟法典が制定・施行されることになった。これら の法典における典型的な必要的当事者併合のルールの一例として、ニヨーヨーク州のフィールド法典における必要的当事者併合のルールは次の通りであった。⁽⁸⁹⁾

第九九条 利益において結合している (United in interest) 訴訟当事者は原告または被告として併合されなければならない。しかし、もし原告として併合されなければならぬ者の同意が得られないならば、彼は被告とされうるのであり、その理由が訴状に述べられる。また、その問題が多数の者についての共通のまたは一般的な利益に関するものであるとき、または当事者が極めて多数でありそれすべての当事者を裁判所に出廷せらるべきことが実際的でないときは、一人または数名の者がすべての者の利益のために訴えを提起しまたは防禦せらるべきができる。

このような法典上の規定は、一般にその利益が判決により直接に影響を受けるすべての者が必要的当事者であるとするエクイティ上の訴訟手続のルールを採用したものと解されている。⁽⁹⁰⁾ また、もしその在廷がもっぱら被告の利益保護のために必要とされるとの意味である者が必要的当事者であるとされるならば、彼は法典上も併合されなければならないのであるが、以前にエクイティ裁判所が認めていた例外の適用を受けた。⁽⁹¹⁾ それらの例外のうちの一つは法典中に明文化されている。それゆえ、コモン・ロー上合同の利益を有するものと解釈されたすべての者が、契約訴訟また

は不法行為訴訟において原告として併合して訴訟を提起しなければならなかつたが、法典は以前のエクイティと同様に、もし原告として併合されるべき者が併合を拒むときは、彼は被告とされるのであり、その理由が訴状において述べられるものと規定している。⁽⁹²⁾ このような法典上の必要的当事者併合のルールの要件は、基本的に一九三八年施行の連邦民事訴訟規則にも引き継がれ、そこでは合同の利益 (joint interest) を有する者が当事者として併合されなければならないとされ、また原告としての併合を拒む者は被告として併合することができるとした。⁽⁹³⁾ もとに連邦民事訴訟規則においては、以前の連邦上の訴訟手続においてなされていた不可欠的当事者と必要的当事者との区別が採り入れられていた。⁽⁹⁴⁾ しかし、このような法典上の規定には次のような欠点が存在したとの指摘がなされている。まず第一に、その規定は、併合されなければならない当事者の定義についてコモン・ロー上の固定的なアプローチを法典上の訴訟手続に導入したことである。⁽⁹⁵⁾ コモン・ローは、財産の合同所有者や合同債権者が例外なく原告として併合されなければならないと考えたのであり、それは訴訟上の政策についての熟慮された説明や適用上の柔軟性を入れる余地のないルールであった。このような固定的な概念が法典に導入されたため、それは合同所有の場合だけでなく、エクイティが必要的当事者のルールを適用していた多くの事例にもまた適用されたのである。⁽⁹⁶⁾ また法典上の規定が有していた第二の欠点としては、もし不在当事者を併合することができないときはその訴訟は例外なく却下されなければならないことを暗示し、かつそのような意味をもつものとして解釈されてきたことである。⁽⁹⁷⁾

(89) THE NEW YORK CODE OF PROCEDURE § 99 (1848); § 119 (1849). See also W. BLUME, *supra* note 72, at 245 n. 14.

- (90) C. CLARK, *supra* note 62, at 358—359; 1 J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note 59, at 547.
- (91) C. CLARK, *supra* note 62, at 359.
- (92) *Id.* at 359—360.
- (93) *Id.* at 360.
- (94) *Id.* at 360—362.
- (95) F. JAMES & G. HAZARD, *supra* note 23, at 545.
- (96) *Ibid.*
- (97) *Ibid.*
- (3) 一九二八年施行の連邦民事訴訟規則
- 一九二八年に施行された連邦民事訴訟規則における必要的当事者併合の規定は次の通りである。
- ルール一九 必要的当事者併合
- (a) 項 必要的併合 ルール1111⁽⁹⁸⁾本条の項の規定に従うことを条件として、合同の利益 (joint interest) を有する者は当事者⁽⁹⁹⁾か⁽¹⁰⁰⁾原告または被告と同一の側に併合されなければならない。原告として併合すべき者が併合を担むときは、彼は被告⁽¹⁰¹⁾か⁽¹⁰²⁾または適切な事例では非任意的原告とされる。
- (b) 項 不併合の効果 不可欠的 (indispensable) ではないが、在廷当事者間に完全な救済が与えられなければならないとき⁽¹⁰³⁾か⁽¹⁰⁴⁾当事者⁽¹⁰⁵⁾か⁽¹⁰⁶⁾者が当事者⁽¹⁰⁷⁾か⁽¹⁰⁸⁾当事者に付随する管轄権を奪うことなく当事者とされるならば、裁判所はそれらの者を召喚してその訴訟に出頭するよう命じなければならぬ。もし、それらの者の合意または自発的を与えないと訴訟を進行することができぬ。しかし、言ふ渡される判決は不在当事者の権利または責任に影響を与えない。
- (c) 項 同一・併合されない者の氏名と不併合の理由の訴答 救済が求められている訴答において、訴答者は、もしそれぞれのときは在廷当事者間に完全な救済が与えられなければならぬとすれば当事者とされるべきであるが併合されない者の氏名を示し、かつそれらの者が併合されない理由を述べなければならぬ。
- (イ) 規則一九条の由来と体系
- 必要的当事者併合を規定する規則一九条についての一九二七年の起草委員会の注釈によれば、(a)項は一九一一年の連邦エクイティ規則三七条に見出され（ただし、エクイティ規則では結合した利益 joint interest と規定された⁽⁹⁸⁾）、(b)項は同エクイティ規則三九条に規定された⁽⁹⁹⁾。それゆえ、規則一九条において採用された原則は、以前のエクイティにおける訴訟手続を再度立法化したものであった⁽¹⁰⁰⁾。ソリド、次に規則一九条の各項の意義について考察することにしたい。規則一九条(a)項は、合同の利益 (joint interest) を有する者は当事者とされなければならないと定める。この合同の利益の意義については、まず第一にこれを厳密な法律上の意味での合同の利益を指すとの見方が可能である。合同の利益をこのような意味で理解するとすれば、そのような利益を有する当事者は併合されない⁽¹⁰¹⁾。
- ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯 (II)

ければならないとともに、もし併合されない場合はその訴訟は当然に却下されるとする形で、極めて固定的な適用を受けることになる。⁽¹³⁾ さらに、(b)項が併合を必要とする当事者について不可欠的当事者と必要的当事者の区別を採用していぬ」ともた、(a)項についてのような解釈を生じるやることになったと考えられる。⁽¹⁴⁾ 不可欠的当事者 (indispensable party) とは、その者が併合されなければ訴訟が却下される」となる当事者を指し、必要的当事者 (necessary party) とは、もし裁判所がそれらの者について管轄権を獲得できないか、または併合により裁判所が連邦管轄権に関するルールの下で在廷当事者についての管轄権を失うこととなる場合に、裁判所がそれらの者を併合することなく手続を進めることができるような当事者を指す。⁽¹⁵⁾ したがつて、このような見解を前提とした場合、(a)項は不可欠的当事者を規定し、(b)項は必要的当事者を規定したものとする解釈が生ずることになる。これに対して第二の見解によれば、合同の利益を有する者は当事者とされなければならないとの規定は、コモン・ローおよびエクライティ上の判例に照らして解釈されるべき必要的および不可欠的当事者についての一般的な表現であると解する。⁽¹⁶⁾ この見解によれば、この規定はそれらの判例において確立されてきた必要的併合についての一般的な表現であると解する。⁽¹⁷⁾ 合同の利益を有する者は当事者とされなければならないとの規定は、裁判所に提起される無数の事件において誰が必要的当事者であり誰が不可欠的当事者であるかを詳細に述べることはできないのである。⁽¹⁸⁾ 合同の利益という語は、厳密な法律上の意味を与えたものではない。なぜならば、必要的併合についてそのような狭い解釈を採るならば、数人の者が利害関係を有するがそれらの者の利益が厳密な法律上の意味で合同的なものでないような場合には、多数の訴訟と被告に対する不当な困惑とを生じさせるからである。合同の利益を有する当事者という語は、以前の実務において必要的または不可欠的当事者とされた者を意味するものと解釈されるとする。⁽¹⁹⁾ 次に、(b)項は、不可欠的当事者ではないが、在廷当事者間に完全な救済を付与しなければならないとすれば当事者とされるべき者が当事者とされていないときは、それらの者は一定の要件の下にその訴訟に出頭するよう召喚されなければならないとし、もしそれらの者が併合できないときは、裁判所は裁量に基づきその者を当事者として手続を進行させることができると規定する。すなわち、(b)項は併合を必要とされる者の中不可欠的当事者以外の必要的当事者を規定したものと解される。⁽²⁰⁾ また(c)項は、訴答者は、知れているときは在廷当事者間に完全な救済を付与しなければならないとすれば当事者とされるべきであるが併合されていない者の氏名、およびその不併合の理由を訴答において示さなければならぬと規定する。この規定は前述のように、旧エクライティ規則二五条に由来するものであるが、この旧エクライティ規則とは次の点で異なるとされる。⁽²¹⁾ まず第一に、(c)項の規定はすべての訴答書面に適用される一方で、エクライティ規則はもっぱらエクライティ上の訴状 (bill of complaint) にのみ適用されたことである。⁽²²⁾ 第二に、エクライティ規則は適切な当事者 (proper parties) が併合されない場合にその理由が述べられなければならないと規定するのに対し、(c)項は在廷当事者間において完全な救済を付与しなければならないと規定する。⁽²³⁾ 適切な当事者とは原告の選択により併合しうる者を指すから、このような当事者については(c)項は適用されない。⁽²⁴⁾ (c)項の下では、必要的または不可欠的当事者とされる者で併合されていない者の氏名が述べられなければならない。⁽²⁵⁾

(ロ) 不可欠的当事者と必要的当事者の区別の採用

連邦民事訴訟規則一九条の必要的当事者併合のルールとそれ以前の法典上のルールとを比較した場合に注目される

のは、規則一九条が当初エクライティ裁判所により発展させられた不可欠的当事者と必要的当事者との区別を採用したことである。⁽¹⁵⁾ 不可欠的当事者 (indispensable party) とは、その者が併合されなければ訴訟が却下されることとなる当事者を指し、必要的当事者 (necessary party) とは、もし裁判所がそれらの者について管轄権を失なうこととなる場合に、裁判所がそれらの者を併合することなく手続を進めることができるような当事者を指す。⁽¹⁶⁾ この不可欠的当事者と必要的当事者との区別は、一八五五年に合衆国最高裁判所で言い渡された *Shields v. Barrow* 事件判決に由来している。⁽¹⁷⁾ そりでもまず第一に、不可欠的当事者と必要的当事者との区別を明確に指摘した *Shields v. Barrow* 事件について概観し、第二に不可欠的当事者と必要的当事者との区別に関する基準を具体的に述べた判例の一つとして *State of Washington v. United States* 事件について触れる」とある。

(a) *Shields v. Barrow* 事件⁽¹⁸⁾ ジの事件の概要は次の通りである。一八三六年七月、Barrow (ルイジアナ州民) はその有する農場等を Shields (ミシシッピ州民) に一一一万七千ドルで売却し、支払は手形によるものとされた。未払額については六人の保証人が裏書した手形により保証された。これらの保証人のうち四人はルイジアナ州民であり、一人はミシシッピ州民であった。その後一十万七千ドルの支払がなされたが残額が支払われなかつたため、一八四一年一一月に譲渡人 Barrow、譲受人 Shields および六人の裏書人との間で和解契約が締結され、この契約によれば Barrow は売却された不動産の所有権と受領済の金額を保有し、また六人の裏書人は総額三万一千ドルの手形を交付するものとされた。しかし、その後 Barrow はその和解契約が不適切に締結されたもので巡回裁判所は原告勝訴判決を言い渡したため、被告らが最高裁に上訴した。これに対して最高裁は次のように判示した。

「本件訴状とその当事者の範囲が以上のようなものであるとすれば、ルイジアナ州の合衆国巡回裁判所が本件にいたる判決を言い渡さる事ができなかつたことは明らかである。和解契約が一つの完全な訴訟の主題とされており、その性質上二人の当事者については取り消され、他の当事者については有効なものとする事はできないのである。主たる債務者である Thomas R. Shields と六人のうち四人の裏書人はルイジアナ州民であったため、本件訴訟の被告とする事はできなかつた。それにもかかわらず、彼らのそれぞれが本件契約の取消の訴における不可欠的当事者であった。……裁判所は、本件においてエクライティ上の訴に関する三種の当事者について指摘する。まず第一に、形式的当事者 (Formal parties) である。第二に、裁判所が、事件の全体について裁判し、終局的にこれを確定し、その事件に関連したすべての権利を調和せることにより完全な裁判を行なうことを求めるルールに従い行動するという目的のために、その事件について利益を有しておりますかつ当事者とされるべき者である。これららの者は、一般に必要的当事者と呼ばれる。しかし、それらの者の利益が在廷当事者の利益から分離しうる (separable) ものであり、その結果不在当事者に影響を及ぼすことなく裁判所が手続を進行させ判决を言い渡す

ことができ、完全かつ終局的な裁判をすることができるならば、それらの者は不可欠的当事者ではない。第三に、単にその事件について利益を有するというだけではなく、その者の利益に影響を及ぼさず終局判決を言い渡すことができないか、またはその終局的な解決が衡平と良心 (equity and good conscience) とに完全に矛盾するような状態にその事件を置かずには終局判決を言い渡すことのできないような性質の利益を有する者である。契約の取消しの訴がこの種の例を提供している。というのは、もしその契約に利害関係を有する者の一部の者のみが在廷しているにすぎないとすれば、取消しの判決は不在者の権利を無効なものとするか、またはそれらの者については契約を依然として有効なものとして扱うかのいずれかでなければならない。それが取り消される一方で、契約当事者は他の者については従前の条件に戻ることになるからである。我々はこのような結果になるような事例が全く生じえないと述べているのではない。しかし、それは在廷当事者の権利が不在当事者の権利から完全に分離しうるような場合でなければならないのであり、そうでないとすればそれらの当事者は不可欠的当事者とされるのである。⁽¹¹⁾

右の判決中、第二の当事者として挙げられている者が必要的当事者を、第三の当事者として挙げられている者が不可欠的当事者を指しており、またそれぞれの当事者についての興味深い定義付けがなされているのが注目される。本判決における必要的当事者と不可欠的当事者との区別およびその定義は、その後のアメリカにおける必要的当事者併合のルールの発展に極めて大きな影響を与えたのである。

の禁止等を求める訴をオレゴン州裁判管轄区連邦裁判所に提起した。原告の主張によれば、被告は当初原告から係争地を賃借していたが、それが取り消された後も依然として占有を継続しているというものであった。これに対して被告は本件係争地は合衆国の権原に属するのではなくワシントン州に属しており、被告は同州から賃借していると主張した。また被告は、ワシントン州もまた本件係争地について自己の権原を主張しているから、同州は不可欠的当事者であると答弁した。本件では、ワシントン州とオレゴン州がそれぞれ自己の権原を主張して参加の申立てをしたが、いずれも裁判所により却下された。原告勝訴判決が言い渡されたため、被告および各州が控訴。控訴裁判所は次のような判決に基づきワシントン州を不可欠的当事者と認定して原判決を破棄差し戻した。

「ある不在当事者が必要的当事者であるか不可欠的当事者であるかを判断するため用いられる基準を述べた多くの判例が存在している。これらの判例によれば、その不在当事者はその事件について利害関係を有していなければならぬ。最初にその当事者が事件につき利害関係を有することを判断した後、裁判所は個々の事件に対しても提起される次のような問題について判断しなければならない。すなわち、(1)その不在当事者の利益は別個のものであるかつ分離しうる (severable) ものであるか。(2)そのような当事者の不在のままで、裁判所は在廷当事者間において裁判を行なうことができるか。(3)その当事者の不在のままでなされた裁判は、その不在当事者の利益に有害な影響を及ぼさないであろうか。(4)その当事者の不在のままなされた終局判決は、衝突と良心とに一致するものであるか。ある不在当事者がその事件につき利害関係を有すると裁判所が判断した後、前述の四つの問題が不在当事者の利益についてすべて肯定的に答えられるならば、その当事者は必要的当事者である。しかし、それらの問題のいづ

れか一つが否定的に答へられるならば、その不在当事者は不可欠的当事者である。⁽¹²³⁾ ……第三の問題として、ワシントン州の不在においてなされた判決は、その州の利益に有害な影響を及ぼさないであらうか。控訴人の提出してゐる唯一の主張によれば、そのような判決はワシントン州の権原に瑕疵を生じしやむことによりその利益に影響を及ぼすとしらものである。この主張を念頭に置きつゝ、賃借人が権原または占有権を有しないとする判決は賃貸人の利益に影響を及ぼすであらうか。……占有権が不動産権設定者により付与されるならば、設定者はあからん彼がそれを付与した期間が終了するまでは再度その権利を獲得することはない。そのような占有権は期間の満了により設定者に復帰 (revert) する。……なるほど、その判決は復帰権的権利 (reversionary interest) について裁判するものではないが、それについて影響を及ぼすのである。⁽¹²⁴⁾なぜなら、そのような復帰権的権利には、将来占有権を受ける権利が存在するからである。⁽¹²⁵⁾ ……ワシントン州の利益はその判決により直接に影響を受けるので、我々はその州が不可欠的当事者であると判示しなければならない」。

本件判決によれば、裁判所は最初にある当事者がその事件に利害関係を有してゐるかどうか、言い換えればその当事者が併合の望ましい者であるかどうかを判定した後、その当事者が併合の望ましい者と判断された場合には、他の当事者が不可欠的当事者であるが必要的当事者であるかを区別するために、不在当事者の利益の分離可能性、在廷当事者間のみでの救済付与の適切性、不在当事者の受ける不利益、終局判決の衝突および良心との一致といふ具体的な基準を適用して結論を下している。本判決が連邦民事訴訟規則制定前に言ふ渡されたものであるにもかかわらず、不可欠的当事者と必要的当事者との区別についてのような具体的な基準を採用してゐる点は注目される。

- (98) 連邦ヒュクイティ規則三七条は「ふのよくな者か、その者の在廷がその訴訟の完全な解決のために必要ひやひまたは適切であるときは、いつの時点においても当事者とされうる。結合した利益 (united interest) を有する者は、原告または被告と同一の側に併合されなければならぬ。しかし、ある者が併合を担むときは、彼はやのよくな理由に基いて被告とされうる」と規定す。結合した利益 (united interest) といふ表現が、合同の利益 (joint interest) といふ表現に代えられた理由について、Fink は前者があいだのヒュクイティ上のルールのみを連想せしむるやうだぬ、一般的な後者の表現を採用したのであらうと指摘す。¹²⁶ Fink, *Indispensable Parties and the Proposed Amendment to Federal Rule 19*, 74 YALE. L. J. 409—410 (1965).
- (99) 連邦ヒュクイティ規則三九条は「その訴訟の適切な当事者であると考へられる者が、裁判所の管轄権外にいるたぬ、またはその他の理由で当事者とされば、またはその者の併合が在廷当事者についての裁判所の管轄権を奪うと考へられるときは、裁判所は裁量によりそれらの者を当事者とする」となく手続を進めぬがやれ、そのような場合には判決は不在当事者の権利に不利益を与えないものとする」と規定す。
- (100) 連邦ヒュクイティ規則二五条は「ふ、被告とされた者以外で適切な当事者 (proper parties) と考へられる者がいるときは、その訴状はそれらの者が当事者とされ得ない理由——それらの者が裁判所の管轄権内にないが、またはそれらの者の併合により管轄権が奪われぬり——ふ遠くなければだいな」ふ規定す。
- (101) See 3A J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, FEDERAL PRACTICE ¶ 19. 01 [1] (2d. ed. 1990). 一九三八年施行の連邦民事訴訟規則第一九条についての詳細な研究ふしゝ、高橋安治「必要的共同訴訟の概念(1)」*法商九二卷五号*五一一頁—五三六頁(昭五〇)を参照。
- (102) See COMMITTEE NOTE OF 1966 TO PRESENT, REVISED RULE 19: DEFECT IN THE ORIGINAL RULE, (3).
- (103) ハの点について、本稿III(1)—(1)を参照。
- (104) See COMMITTEE NOTE OF 1966 TO PRESENT, REVISED 19 : DEFECT IN THE ORIGINAL RULE, (2).
- (105) C. CLARK, *supra* note 62, at 361—362.

(2) See COMMITTEE NOTE OF 1966 TO PRESENT, REVISED 19: DEFECT IN THE ORIGINAL RULE, (2) (3). 桁橋・^{前掲注(三)法協丸11巻5号5月11頁、551頁参考。}

- (107) 3A. J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 101, ¶ 19.01 [1].
- (108) *Ibid.*
- (109) *Ibid.*
- (110) *Ibid.*
- (111) *Ibid.*
- (112) *Ibid.*
- (113) 2 W. BARRON & H. HOLTOFF, FEDERAL PRACTICE AND PROCEDURE WITH FORMS: CIVIL § 517, at 171-172 (C. Wright ed. 1961).
- (114) *Id.* at 172.
- (115) *Ibid.*
- (116) *Ibid.*
- (117) C. CLARK, *supra* note 62, at 360-361.
- (118) *Id.* at 361-362.
- (119) 3A. J. MOORE, J. LUCAS & G. GROTHEER, *supra* note 101, ¶ 19.01 [1].
- (120) 17 How. (58 U. S.) 130, 15L. Ed. 158 (1855). 桁橋・^{前掲注(三)法協丸11巻5号5月11頁、551頁参考。}
- (121) *Id.* at 139, 15L. Ed. at 160.
- (122) 87 F. 2d 421 (C. C. A. 9th 1936). 桁橋・^{前掲注(三)法協丸11巻5号5月11頁参考。}
- (123) *Id.* at 427-428.
- (124) *Id.* at 430.

(125) *Id.* at 431.

(4) 必要的当事者併合のルールの固定的な適用に対する Reed 教授の批判

ハサウエー・ローおよびハクティエーにおいて発展した必要的当事者併合のルールは、その後法典においてハクティエー上の訴訟手続を採用した單一のルールとして規定されるに至り、一九三八年の連邦民事訴訟規則も基本的に同一のルールを有していたが、裁判所はこれらのルールを固定的かつ形式的に適用する傾向があった。これに対して、ミシガン大学の Reed 教授は一九五七年に発表した彼の論文の中でこれを批判し、ある当事者の有する権利ないし利益の形式的な定義に基づいて演繹的にその当事者を不可欠的当事者と判断したは必要的当事者と判断するとは妥当ではなく、原告の救済の不存在、被告の一重の応訴、不在者に対して生ずる影響、裁判所の便宜、そして最終的な結果の妥当性といったような対立する諸利益を、個々の事例により適切に比較衡量するより妥当な結論を導き出すべく考え方を主張した。このような彼の卓越した見解は、その後一九六二年施行のミシガン一般裁判所規則における具体的当事者併合のルールにおいて、第一に必要な当事者併合のルールを適用する場合に必要とされる具体的な基準について考察した後、第一に契約上の合同債務者または合同債権者に関する事例、不動産上の権利に関する事例等について具体的に詳細な検討を加えてくる。本節では、この必要な当事者併合のルールの適用の際に必要とされる具体的な基準とそれがの諸基準の相互関係について考察する所とする。

(イ) 必要的当事者併合のルールに関する伝統的な基準

Reed 教授によれば、必要的当事者併合を取り扱うほとんどすべての判例はエクイティに起源をもつ⁽¹¹⁾の原則に従つてゐる⁽¹²⁾。第一の原則とされるのは、裁判所は不在者の権利について裁判することはできないという原則であり、第二の原則とされるのは、裁判所は確定的でない裁判をしてはならないという原則である。⁽¹²⁸⁾最初の第一原則自体についてはほとんど争いはなかつたが、この原則はまた、裁判所は不在者が在廷しなければ在廷当事者間の訴訟事件について手続を進め裁判する権限 (jurisdiction) を欠くという概念に置き換えられる場合があつた。⁽¹²⁹⁾しかし、Reed 教授はこのような考え方は誤まつたものであることを指摘する。裁判所が同時に不在当事者の権利について裁判することなく在廷当事者に対する請求を取り扱かうことができないと判断するならば、裁判所は手続を進めるべきでなく却下すべきである。⁽¹³⁰⁾しかし、この場合裁判権の欠缺が存在するのは不在当事者についてであり、在廷当事者に對してではない。⁽¹³¹⁾在廷当事者に関して判決の言渡しを拒否するなんらの裁判権上の理由も存在しないのである。⁽¹³²⁾衡平または便宜性という理由から、裁判所は不在者が併合されるまで裁判手続を進行させないであろうが、このことは裁判所が在廷当事者に対して手続を進行させる権限を欠くという理由に基づくものではないのである。⁽¹³³⁾

次に、裁判所は不確定な裁判をしてはならないとする第二の原則は、その柔軟性ゆえに第一原則ほどの問題を生じさせなかつた。⁽¹³⁴⁾エクイティ裁判所は、伝統的に反復される訴訟を嫌惡したのである。⁽¹³⁵⁾反復される訴訟を防ぐことによつて次のような二つの利益が保護されることになる。第一に、裁判所の能力の保護とその経済的利用という公益であり、第二に重複訴訟による困惑から被告を守るという被告の利益である。⁽¹³⁶⁾後者の利益は、不在者が潜在的被告であり、第二原則に基づいて必要的併合の問題を考察することになんら異論はないとする。⁽¹³⁷⁾

(ロ) 新たな基準の提案

前述のような伝統的な二つの原則に対する批判を前提として、Reed 教授は必要的当事者併合のルールについて次のような提案をする。まず第一に、裁判所は不在者の権利について裁判することはできないから、在廷当事者について裁判する権限を欠くとする伝統的な議論は論理的誤謬に基づくものであり、裁判所は少くとも在廷当事者については裁判を進める権限を有するのであるが、それにもかかわらず、裁判所はなお不在者の利益に不利な影響を及ぼすような裁判を行わない場合があるとする。そしてこの場合、不在者の権利に対して法律上 (legally) 影響を及ぼすことと、事実上 (factually) 影響を及ぼすこととが区別されるとする。⁽¹³⁸⁾裁判所は不在者の権利について裁判する権限を欠くので、在廷当事者間の事件についての裁判所の判断は、不在者の権利に法律上影響を及ぼしえない。しかし、その裁判は、事実上不在者の利益に影響を及ぼしうるのである。例えば、不在者が前訴の在廷当事者の一人に対して請求を有する場合に、それは厳密な法律上の意味ではなくら書かれないとしても、実際上価値のないものとなるのである。

り、彼の請求が法律上は影響を受けないと述べることは、彼にとりなんらの意味ももない。以前の裁判権限上の議論は排斥されなければならないとしても、裁判所は明らかに不在当事者に不利な影響を及ぼす裁判を回避しなければならない。これは、本質上固定的な裁判権限に関する議論とは異なり、デュー・プロセスの考慮と関連した政策的な主張に基づくものであり、そのような観点から裁判所は所与の状況で最大限の正義の実現を追求するのである。⁽¹³⁾ このような主張は、不在当事者について不利益な効果を及ぼす可能性があるならば、その者の不在のままで手続を進行させないことを指示するのであるが、それにもかかわらずこののような主張に対抗する形でその事件について手続を進行させようとする配慮が存在することを否定するものではない。⁽¹⁴⁾ このような点から、Reed 教授は伝統的な基準を改善するもう一つの原則とは、可能な限り事件を单一の訴訟で解決することが重要ではあるが、場合によっては利害関係を有する当事者の不在のまま原告がその請求を主張することを許すのでなければ、原告はその請求が主張できなくなるという事実から生ずる。このような事情が存在するならば、それは裁判所に対して可能な限りその事件について手続を進め裁判するよう促す要因となる。ある事件の解決のため二つ以上の訴訟が必要とされるような事実があるとすれば、そのような複数の訴訟を禁止する理由はなんら存在しないのである。以上の点を要約すれば、裁判所は一つの重要なしかし対抗する政策間の比較衡量を行なわなければならぬのである。その一つは、不在者の利益に関する不利な事実上の効果を回避しようとする政策であり、もう一つは、原告に対して可能な限り本案の救済を付与しようとする政策である。⁽¹⁵⁾ 伝統的には裁判所が不在者の権利について裁判する権限を欠くことが強調されるのに対して、新たな見解は、そのような権限の欠缺を前提として、さらに在廷という可能性を認める必要があるとする。

(iv) Shields v. Barrow 事件判決の評価

一八五四年の Shields v. Barrow 事件判決は、併合を必要とする者には必要的当事者と不可欠的当事者が存在することを指摘し、その区別が一九三八年制定の連邦民事訴訟規則にも採用されたことは前述の通りであるが、Reed 教授はこの二つの定義が彼自身の提案した基準と一致する解釈を受ける余地があることを指摘する。⁽¹⁶⁾ 「必要的当事者」という表現は、もし不在者に事実上の影響を与えることがないとすれば、原告に対して本案の救済を与える」とを承認するものである。個々の事例の情況の下で不在者に影響を与えることなく一定の救済を与える判決を形成する」とができるならば、その不在者は Shields v. Barrow 事件判決の定義の下では必要的当事者と呼ばれるのである。よリ単純化すれば次のように述べることができるとする。すなわち、裁判所が不在者の利益に影響を与えることなく手

続を進め有意義な判決を言い渡すことができるならば、その不在者は「必要的当事者」にすぎない。もし、その状況では裁判所が手続を進めることができないようなものであるときは、その不在者は「不可欠的当事者」なのである。⁽¹⁵⁰⁾しかし、Reed 教授はこの事件で最高裁が不在者を不可欠的当事者と認定した推論の過程を批判する。この事件で原告は六人の被告と締結した和解契約の取消しを求める訴えを提起したのであるが、被告とされたのはそのうちの二名のみであった。最高裁は残りの四名が不可欠的当事者であるとして訴を却下すべしものとした。しかし、Reed 教授は本件では原告勝訴判決を言い渡しても不在者にはなんらの不利益も生じないであろうとする。和解は一部の者につき無効とされ他の者については依然として有効なものとされるが、互いに依存した履行が求められるので限り不都合はないとする。⁽¹⁵¹⁾また、その合意の有効性が争点とされているが、本件での原告の最終的な目的は、その合意が無効であることを対世的に宣言することではなく、最初の手形に基づき一人の被告から支払を受ける権利を確定することにあつたのである。⁽¹⁵²⁾もともと、このように原告のために手続を進行させることに対するは一つの批判がなされるであろう。第一に、原告は在廷する二被告に対しては和解の内容に従わないとが、それ以外の不在者に對してはなお和解契約の内容である土地占有の権利を主張できるとするとは不公平であり、また第二に裁判所は多数の訴訟の提起を受けるであろうとするのである。⁽¹⁵³⁾まず第一の批判に対し、Reed 教授はこのような場合には他の不在者を被告とした別訴で同様の判決を得ることとする条件を付した上で判決を言い渡すことに対処できるとする。⁽¹⁵⁴⁾また第一の批判に対しでは、もし逆に原告が訴の提起を許されないとすれば、他にすべての当事者に対し召喚状を送達できる裁判所が存在しない以上、原告はなんらの救済も得られなくなってしまうことを指摘する。⁽¹⁵⁵⁾このよう能在性を考慮しなかつたのである。⁽¹⁵⁶⁾

以上の二つた批判を廻り、Reed 教授は、Shields v. Barrow 事件の判決が必要的当事者と不可欠的当事者というそれ自体は適切な区別をアメリカの民事訴訟に始めた一方で、それを個々の事件に適用するための不適切な方針を始めたとしたのである。最高裁の上級のよひだ区別を採用した他の裁判所が、権利の区分性 (separability-of-rights) よりも術語を採用したくなる驚くべきことである。⁽¹⁵⁾ しかし、ある当事者の不在のままや手続を進めるのがどうか（その当事者は不可欠的当事者）やめしめ手続を進めるのがどうか（その当事者は必要的当事者）を判断すれば、共通の (common)、合意の (joint)、または利益において結合した (united in interest) よりもよりうな権利の性質に従ってそれがの者を「すれかの当事者」に分類するなど全く別の二つなのである。また、必要な当事者と不可欠的当事者の区別について、必要な当事者に分類するなど全く別の二つなのである。裁判所がそのあらゆる当事者を必要な当事者と定める裁判所は手続を進めるかどうかの裁量権を有する。このふたつの前提は、裁判所がそのあらゆる当事者を必要な当事者かまたは不可欠的当事者と定める裁判所を前提としている。しかるべくを看過するので難むべからぬとする。そして、多くの裁判所が Shields v. Barrow 事件の判決を裁判の前提としたため、訴訟費用の負担を負う原告に救済を与えられるのやれる判決を考慮しながら結果をもたらしたとする。以上の二重の論議、不在者に対する影響、裁判所の便宜、そして最終的な結果の妥当性といふ二つた対立する諸利益を、個々の事例ごとに適切に比較衡量するが、それが妥当であると結論づけたのである。⁽¹⁶⁾

(126) Reed, *Compulsory Joinder of Parties in Civil Actions*, 55 MICH. L. REV. 327 (1957). また、Reed 教授の見解の詳細は、高橋宏志「必要な共同訴訟論の論理(1)」法協九一巻五号、五五二頁(ヤマケン)を参照。

(127) *Id.* at 331.

(128) *Id.* at 331—332.

(129) *Id.* at 332.

(130) *Id.* at 333.

(131) *Ibid.*

(132) *Ibid.* ふの点については、高橋・前掲注(126)法協九一巻五号、五五二頁(ヤマケン)を参照。

(133) *Id.* at 333—334. また、Reed 教授は、上記のような管轄権上の議論に関する論理上の誤謬を次のよひに表現している。やだねが、「Aは不在当事者であれば裁判所の判決により拘束されえない・Aは不在当事者である・Aは本件では裁判所の判決により拘束されねどおへ・それゆえ、なんの判決も幅広く渡されねえだ」 よりもむのである *Id.* at 333. これによつて、Fink は、ある不在者が不可欠的当事者であるわけば、その不在者を併合せよとなねた裁判は、不在者にいたりださばならず在廷当事者とのふれあ無効くわざぬやあへが、裁判所の管轄権の問題も関連するのである。Reed 教授の見解に反論する。Fink, *supra* note 98, at 417—421.

(134) Reed, *supra* note 126, at 334.

(135) *Ibid.*

(136) *Ibid.*

(137) *Ibid.*

(138) *Id.* at 335.

(139) *Ibid.*

(140) *Id.* at 336.

- (141) *Ibid.* ハの法理の下、谷口安平「多数当事者紛争ハル・アロセベーハメリカ法の動向かハ」法学論叢七八巻五号
1 千頁(留目) 参照。
- (142) *Ibid.*
- (143) *Ibid.* 〈谷口・前掲注(12)裁判論叢七ハ卷五甲・乙千頁参照。〉
- (144) *Ibid. But see Fink, supra note 98, at 414—415, 424, 448.*
- (145) Reed, *supra* note 126, at 337.
- (146) *Id.* at 338.
- (147) *Id.* at 338—339. ハの法理の下、谷口・前掲注(12)裁判論叢七ハ卷五甲・乙千頁、および111頁注②参照。
- (148) *Id.* at 339.
- (149) *Id.* at 342; *see* Shields v. Barrow, 17 How. (58 U. S.) 130, 15 L. Ed. 158(1855). ハの事例の結果ハシテ本稿11—(2)(1)(a)(a)参照。
- (150) Reed, *supra* note 126, at 343.
- (151) *Id.* at 343. ハの法理の下、谷口・前掲注(12)裁判論叢九一卷五甲・乙千頁—五二九頁(留目〇) 参照。
- (152) Reed, *supra* note 126, at 343—344.
- (153) *Id.* at 344.
- (154) *Ibid.*
- (155) *Ibid.*
- (156) *See* Shields v. Barrow, 17 How. (58 U. S.) 140, 15 L. Ed. 160 (1855).
- (157) Reed, *supra* note 126, at 346. 谷口・前掲注(12)裁判論叢九一卷五甲・乙千頁参照。
- (158) Reed, *supra* note 126, at 346. 谷口・前掲注(12)裁判論叢九一卷五甲・乙千頁—五二九頁参照。
- (159) Reed, *supra* note 126, at 355. ハの法理の下、谷口・前掲注(12)裁判論叢七ハ卷五甲・乙千頁、および111頁注②參照。
- 四〇
- (160) Reed, *supra* note 126, at 355.
- (161) *Ibid.*
- (162) *Id.* at 355—356.
- (163) *Id.* at 356. もの当事者が必要的当事者であるが不可欠的当事者であるかは、当事者の不併合に対する原告側の帰責性ハシテ被出せたまに不在当事者側の要保護性との比較衡量に基いて判断されるべきと考えられる。
- (164) *Ibid.*
- (165) *Ibid. But see Fink, supra note 98, at 439, 448. Fink ザ、必要的当事者併合のルールに関する問題を解決するためハシテ不在者の不在のため併合を進行せしめし方針ハシテのやせなく、訴訟の全体を迅速に解決であるよう、利害関係を有するハシテの当事者を单一の裁判所にてめぐらす方法によねぐれであるとする。そして、そのような方法として、不在当事者である不可欠的当事者または条件的に必要な当事者を連邦裁判所に出廷せしめるための召喚状の送達の拡大、それらの不在当事者に関する裁判地の要件の緩和、およびそれがハシテの不在当事者に關する完全な州籍の相違の要件の緩和による法技術を提案する。〉*
- (166) 必要的当事者併合のルールの固定的な適用に対する Hazard 教授の批判
- Reed 教授は、前述のとおり一九世紀初期から現在に至るまでの必賀的当事者併合のルールに関する判例法を分析し、ハの固定的な適用を批判したのであるが、Hazard 教授はハシテ一七世紀後半から一九世紀初期までのハのルールに関する判例と文脈を分析し、ハリハは必要的当事者に対するルールの不可欠的当事者の概念はそもそも知られてこなかったのである、あるいは柔軟な必要な当事者併合のルールが適用されたりとを指摘した。彼によれば、一七世紀後半一八世紀における、大法官は実際的な便宜性と必要性に合へるもの意図された例外を持った、あわ
- “シカノ裁判所規則における請求併合と当事者併合の文書 (II)

めて実行しやすい必要的当事者のルールを発展させたのであり、これらのルールは次のように要約することができる⁽¹⁶⁶⁾。すなわち、第一に、ある紛争について利害関係を有するすべての当事者は、その紛争について完全な解決を行なうことのできるように、その事件に関する訴訟の必要な当事者とされる。第二に、必要な当事者の併合は、それが不可能であるか実際的でないかまたは不適当な錯綜を生じさせるときは免除される。第三に、当事者とされない者は、当事者とされている者により代表されていないときは、判決により拘束されない、とするものであつた。⁽¹⁶⁷⁾しかし、一七八〇年頃からその後三〇年の間に、裁判所の混乱した一連の判決により、次のような第四のルールが現われた。すなわち、その事件を完全に解決しないような判決は登録されないとするルールであり、不可欠的当事者のルールはこのルールに基づきおくのである⁽¹⁶⁸⁾。Hazard 教授は、一七世紀後半、一八世紀前期および中期、一八世紀後期以後の時期に分けてこのルールの展開を跡づけているので、彼の区分に従い判例を中心としてその展開を概観してみた。

(イ) 一七世紀後半の必要な当事者のルール

Hazard 教授は、この時期においては主としてイギリスの大法官であり、エクイティ上の実体法および手続法の双方のルールを体系化し「体系的エクイティの父」と呼ばれた Nottingham 裁判官の必要な当事者に関する判例を分析している⁽¹⁶⁹⁾。それによれば、Nottingham 裁判官は必要な当事者の問題を考慮する際、不可欠性の原則を前提とはせず、公正と便宜性という実際的な考察——多数の訴訟の回避、争点に関する証拠の適切な提出の保障、裁判所の労力の効率的な利用、そしてその事件に関する異なる当事者間での矛盾した判決の回避——を前提とした⁽¹⁷⁰⁾。そして、必

要的当事者の問題に対する彼のこののような実際的なアプローチは、一般的に必要なとされ後には不可欠とされるような当事者の併合を免除する彼の判決により、一層明確に示されているのである。すなわち、原告は必要な当事者を併合するために彼のできるすべてのことを要求されるが、なんらかの理由でそれが便宜でないときは、それらの者の併合は免除されるのである⁽¹⁷¹⁾。また、不在者である必要な当事者の問題を取り扱う場合、今日クラス・アクション⁽¹⁷²⁾として知られる工夫が前提とされ、さらに他の事例では、現代のプリヴィティ⁽¹⁷³⁾の考え方方に類似した概念が使用され、その結果不在者の併合は不必要的ものとされた⁽¹⁷⁴⁾。これらの判例において示された訴訟手続上の原則は、Nottingham 裁判官の後も継続して適用された。その原則を要約すれば、すべての利害関係を有する当事者の併合は、それが不可能であるか便宜でないかまたは不当な負担となる場合を除いて要求されるとするものであった⁽¹⁷⁵⁾。それゆえ、不在当事者が裁判所の裁判権外におりまたは法喪失宣告を受けた (outlawed) 場合、不在被告が多数のためそれらすべての者を裁判所に出廷させることができない場合、被告が係争債務を負担した時に、不在者が裁判所の裁判権外にいることを認識していた場合、または不在者に送達を行なおうとする努力を妨害したときは、それらの当事者の併合は要求されなかつた⁽¹⁷⁶⁾。また、ある事例では代表の原則が利用され、他の事例では後続する矛盾した裁判の危険が小さいことが示唆され、さらに原告がその救済の請求を在廷被告に対するものに限定したことが指摘された⁽¹⁷⁷⁾。また他方において、被告が重複した責任を負担する危険を負うことが明らかであるときは、他の請求者を併合すべきであるとする強い主張が存在した⁽¹⁷⁸⁾。しかし、これらのいずれの事例においても、不可欠的当事者は言及されなかつたのである。

(ロ) 一八世紀における展開

一八世紀中期においては、利害関係を有するすべての当事者の併合を要求するとする一般原則が適用された。⁽¹⁸⁰⁾ しかし、国外に存在した不在者の併合を免除した事例に加え、不在者が他の裁判所における訴訟手続の当事者となつていたため、召換状に服しないとされた場合にも例外が認められた。この事例では、彼はその裁判所の裁判権外に存在するものと扱われ、それゆえ彼の併合は免除された。⁽¹⁸¹⁾ Darwent v. Walton 事件は、再度管轄権に服しない不在者の問題を生じさせた。⁽¹⁸²⁾ この事件では、一人の債権者が二人の組合員に対する合団の請求を有していたが、そのうちの一人の組合員が国外にいたため他方の組合員に対して支払いを求める訴えが提起された。これに対し不在者たる組合員が裁判権に服しないとの主張がなされた。これは一一の問題を提示した。第一に、原告は他の債務者を併合することなく手続を進めることができるかどうかであり、第一に彼が手続を進めることができるとすれば、被告たる債務者は、債務の全額について責任者を負うのか、それともその半額についてのみ責任を負うのかという」とであった。この争点について、Hardwicke 裁判官は、原告が一人の合同債務者のみを訴え、かつ彼から全額を回復することがであることを明らかにした。⁽¹⁸³⁾ この判例は、一八世紀中期の必要的当事者のルールを正確に示しており、後に現われる不可欠的当事者のルールがもつ苛酷な点を有してはいなかつた。⁽¹⁸⁴⁾

Hardwicke 裁判官の取り扱かった事件の一例である Attorney v. Balliol College 事件は、後の不可欠的当事者の概念による重要な役割を演じたように思われる点で非常に注目されるべきである。⁽¹⁸⁵⁾ この事件では、信託財産の設定者である原告と受託者である被告との間の信託財産に関する訴訟の終了後、その信託財産の受益者が受託者を被告として訴えを提起し、自らがその訴訟に併合せられていかつたことを理由としてその判決は無効であると主張した。これ

に対し、Hardwicke 裁判官は前訴は通謀して提起されたものではなかつたので、受益者が当事者とされていなくても問題がない」と、また受益者は国外に存在しており裁判所の召換状に服さなかつたからその受益者を当事者とする」とは免除される」とを指摘して、受益者の主張を排斥した。⁽¹⁸⁶⁾ Hazard 教授はこの判決を次のように分析している。すなわち、この判決では、受託者は通謀の行為が存在しなければ信託の受益者の利益を適切に代表したとする前提が存在するのである。この点に関して訴訟手続上重要なことは、訴訟当事者により適切に代表された者は、彼自身当事者とされる必要はないことである。なぜならば、その不在者は、彼を代表する当事者により保護されるからである。⁽¹⁸⁷⁾ ところで、後の著述家は、本件が「消極的当事者」(passive party) は併合される必要はないことを判断したものであると説明した。しかし、その結果積極的当事者 (active party) と消極的当事者とこう一分法が生じ、これが不可欠的当事者のルールの持つ多くの困難を生じさせたのである。⁽¹⁸⁸⁾

Jones v. Jones 事件は、前述の一分法における消極的当事者の概念と関連した形式的当事者 (formal party) ところ概念に言及している点で注目されるとする。⁽¹⁸⁹⁾ この事件では、原告は被告に対し文書偽造 (forgery) 等を理由として不動産貸借権の取消しを求めたのだが、その不動産貸借権の当事者とされた受託者が当事者として併合されていなかつた。このため、被告は受託者が併合せられないなど等を理由として手続を進めることができないと異議を申し立てた。Hardwicke 裁判官は、この異議申立てが本審理開始後になされたものであるにも拘らず、これを認め、当該手続を延期し、原告が補充訴状を提出して、詐欺についての明確な主張をするとともに受託者を当事者とすることを認める旨判示した。⁽¹⁹⁰⁾ このため、原告がその後補充訴状を提出したが、これには最初の訴状の被告が当

事者とわれていなかつたため、被告が再審理開始後に再度異議の申立てをした。これに對し、*Hardwicke* 裁判官は、事件が再度裁判所の審理に付された時点では当事者不併合の異議申立てがなれただため、裁判所が完全な判决書渡しのためいざら形式的当事者の欠缺を理由として訴訟を延期する」となるべれば、そのような申立ては明らかに時宜を失したものであると判定した。⁽¹⁶⁵⁾ この判决で注意しなければならないのは、*Hardwicke* 裁判官は形式的当事者は最初から併合される必要はないとは述べておらず、⁽¹⁶⁶⁾ その異議申立ては時宜に適したものではなく、⁽¹⁶⁷⁾ はなかつたので、最下であると述べたのである。それゆえ、彼の使用した形式的当事者という術語は、後に理解されたように判决を言い渡すために併合されなければならぬ者と、その必要がない者とを区別したものといわれるべくではなかつた。反対に、彼は判决を完全なものとするために形式的当事者は併合されなければならぬことを承認したのである。言い換えれば、彼はその判决は形式的当事者なしには不完全であることを承認したのであるが、異議申立てが時宜に適していなかつたため、不完全な判决を言い渡そつたのである。⁽¹⁶⁸⁾ しかし、後年の判决は、形式的当事者なしに判决は記録記載やないとかじれぬか、非形式的な (nonformal) または積極的な (active) 当事者は併合されなければ判决は記録記載するにかかる原則を示すものとして理解されなければならないのである。

- (165) Hazard, *Indispensable Party: The Historical Origin of a Procedural Phantom*, 61 Col. L. Rev. 1254, at 1255 (1961). 横堀・吉澤(166)脚註丸1[類五中田田田田大判(470)]を参照。
- (166) Hazard, *supra* note 166, at 1255.
- (167) *Id.* at 1256.
- (168) Hazard, *supra* note 166, at 1257—1258.
- (169) *Id.* at 1259.
- (170) F. JAMES & G. HAZARD, CIVIL PROCEDURE 683, 722 (1985); F. JAMES & G. HAZARD, CIVIL PROCEDURE 562, 640 (3d ed. 1985).
- (171) プリバティ(privity) など、裁判権利の範囲の問題の重要な役割を演じ、近代ハクティアの父といわれる。田中英夫(172) 横堀・吉澤(166)脚註丸1[類五中田田田大判(470)]を参照。
- (172) クラック・トマス・ヘンリイ J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, CIVIL PROCEDURE 683, 722 (1985); M. KANE & A. MILLER, *supra* note 1722, at 683. いわばアーリーハーリーの論文である。裁判権利の範囲の問題が存在する場合が、次のように表わすところである。第一に、非当事者は、彼の利益が彼のために当事者として行為する資格を有する他人にのみ表わすところである。第二に、拘束力を取る。ただし、第三に、非当事者は、その者の実体的な法的権利が、前訴や当事者とわれた他人を命ぜ判决に服する關係にあるためたゞみのめた關係による拘束力を持つ場合に拘束力を取る。J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* at 686—693; F. JAMES & G. HAZARD, *supra* at 630—637. 裁判権利に対する判决効力の詳細な研究として、大橋眞一「アメリカにおける判决効の主觀的範囲論序説(1)(1)」脚註1 ○(1)卷丸印1-八四六頁、100-110頁(留大1)、原強「第II種の判决理由中の判断の適用(1)(1)」上級法理論集(1)卷1-大1頁(留大1)、111-112頁(留大1)を参照。
- (173) Hazard, *supra* note 166, at 1260.
- (174) *Id.* at 1260—1261.
- “ハクティア裁判所規範における請求併合の裁判権利の本體(11)”

- (176) *Id.* at 1261.

(177) *Id.* at 1261—1262.

(178) *Id.* at 1262.

(179) *Ibid.*

(180) *Id.* at 1264.

(181) Plunket v. Penson (Rolls 1740), 2 Atk. 51, 26 Eng. Rep. 428.

(182) 2Atk. 510 (1742), 26 Eng. Rep. 707—708(Ch.).

(183) *Ibid.* Hardwicke 裁判官は Nottingham 裁判官が来たただ発展を歴史たヨクイテの諸原則を近代的な形態に沿
じて發展する。田中英夫はが繩・前掲注(6)117頁参照。

(184) Hazard, *supra* note 166, at 1265.

(185) 9 Mod. 407 (1744), 88 Eng. Rep. 538 (Ch.).

(186) *Id.* at 409, 88 Eng. Rep. 539.

(187) Hazard, *supra* note 166, at 1267. もとより、この点は *Ibid.* (173) を参照。

(188) *Ibid.* 消極的当事者 (passive party) とは、当事者とされただへしの解決効を取る当事者を指す。したがつて、この11ヶ法は必ずしも当事者の併合の必要性の有無を扱はるゝやうだ。やがて、後年、消極的当事者は併合された当事者として理解されるに至つた。*Id.* at 1274.

(189) 3Atk. 110 (1744), 26 Eng. Rep. 867 (Ch.); 後続の手続として、3Atk. 217 (1745), 26 Eng. Rep. 927(Ch.).

(190) See 3 Atk. 100, at 111—112 (1744), 26 Eng. Rep. 867—868 (Ch.).

(191) See 3 Atk. 217 (1745), 29 Eng. Rep. 927 (Ch.). また Hardwicke 裁判官は訴訟の票證や当事者が死亡し、や
の消極的の取扱いがなされたものと見做す。本件がんがん應ずる。

(192) Hazard. *supra* note 166, at 1268. 形式的当事者 (formal party) とは、訴訟の田的物に直接的利害関係を有せない
が、訴訟を規律する当事者ともいふて記録上当事者となるべきを要求される者、あるいは、訴訟の便宜上その訴訟で解決する
との目的で訴訟参加を有し、其回訴訟人となるり得る者として将来の訴訟を回避する地位にある者等、しばしば nominal
party (名目当事者) と區別される。田中英夫はが繩・前掲注(6)118頁参照。

(193) Hazard, *supra* note 166, at 1268.

(194) *Ibid.*